

## 【令和3年度介護報酬改定】サービス提供体制強化加算の見直し

サービス種別	資格・勤続年数要件		
	加算(Ⅰ) 新たな最上位区分	加算(Ⅱ) 改正前の加算Ⅰイ相当	加算(Ⅲ) 改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上</p>	<p>「介護福祉士40%以上」または、「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が60%以上」</p>	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①「介護福祉士30%以上」または、「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が50%以上」 ②勤続7年以上的者が30%以上</p>
訪問看護 療養通所介護	—	—	(イ)勤続7年以上的者が30%以上 (ロ)勤続3年以上的者が30%以上
訪問リハビリテーション	—	—	(イ)勤続7年以上的者が1人以上 (ロ)勤続3年以上的者が1人以上
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上</p>	<p>「介護福祉士40%以上」または、「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が60%以上」</p>	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①「介護福祉士30%以上」または、「介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者の合計が50%以上」 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上的者が30%以上</p>
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上</p>	介護福祉士50%以上	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士40%以上 ②常勤職員が60%以上 ③勤続7年以上的者が30%以上</p>
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上</p>	介護福祉士50%以上	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士40% ②勤続7年以上的者が30%以上</p>
特定施設入居者生活介護(※) 地域密着型特定施設入居者生活介護(※) 認知症対応型共同生活介護	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上 ※が付いている種別は、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。</p>	介護福祉士60%以上	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上的者が30%以上</p>
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設(※) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(※) 介護老人保健施設(※)、介護医療院(※) 介護療養型医療施設(※)	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上 ※が付いている種別は、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。</p>	介護福祉士60%以上	<p>◇以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上的者が30%以上</p>

※ 令和3年度島根県介護施設等集団指導資料より抜粋